

5歳児健康診査システム導入・運用保守業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

5歳児健康診査の実施に必要となる、アンケート（一段階目）の案内・回答・結果管理や、集団健診（二段階目）の日程連絡・変更対応、健診結果の管理、関係機関との情報共有などの機能を備えた専用システムの構築と、導入後の運用・保守を行う業務について、民間事業者に委託することとしており、その委託に当たり、あらかじめ受託候補者を特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務内容

(1) 業務名

5歳児健康診査システム導入・運用保守業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(3) 業務開始日

契約締結日から

(4) 業務内容

別紙「5歳児健康診査システム導入・運用保守業務仕様書」のとおり。

(5) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする（いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。）。

ア 契約締結日から令和9年3月31日まで

　システム導入・運用保守業務 24,373,000円以内

イ 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

　システム運用保守業務 17,090,000円以内

(6) 契約担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎12階）

広島市こども未来局こども青少年支援部母子保健担当

TEL 082-504-2623 FAX 082-504-2727

E-mail ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(6) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」に登録されている者であること。

- イ アに該当しない場合は、以下の要件の全てを満たしている者であること。
- (ア) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (7) プライバシーマーク及び ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (8) 広島市及び他自治体において、令和 5 年 4 月 1 日から本業務公告日までに各種健康診査業務に関連した類似業務の受託実績があること。

4 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 申込期間

公示日から令和 8 年 2 月 24 日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 条）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出場所

前記 2(6)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）及び必要な添付書類を作成し、前記 2(6)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和 8 年 2 月 27 日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 8 年 3 月 3 日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所

前記 2(6)に同じ。

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式 5）に記入の上、電子メール又は FAX いずれかの方法で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答する。また、前記 2(6)の場所において、令和 8 年 3 月 10 日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

(ア) 表紙には、「5歳児健康診査システム導入・運用保守業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印すること（ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社票などを含め応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）。

(イ) 企画提案書に記載する内容は次のとおり。区分・提案項目の順に沿った構成で作成し、各項目に関する対応状況・対応方針について記載すること。

| 区分 | 項目 | 評価の観点 | 配点 | |
|---------------------|--------------|---|-----|----|
| 1 基本事項 | 基本方針 | ・本市が定める業務目的を理解した上で、基本方針が提案されているか。 | 10 | 20 |
| | 情報セキュリティ対策 | ・業務に関する個人情報を適切に管理する方法や管理体制が確保されているか。また、従事者に守秘義務を徹底する方法が具体的に示されているか。 | 5 | |
| | 導入実績 | ・令和5年4月1日から本業務公告日までに自治体の各種健診査業務に関連して受託した類似業務・規模（対象エリア・人数等）はどうか。 | 5 | |
| 2 業務の実施体制及び実施スケジュール | 実施体制 | ・業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。 | 5 | 15 |
| | 実施スケジュール | ・業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進めることが期待でき、かつ現実的であるか。 | 10 | |
| 3 個別機能 | システム共通 | ・利用者及び職員が使いやすいシステムとなっているか。 ・利用者権限を柔軟に設定することができるか。 | 10 | 45 |
| | 一段階目アンケートの回答 | ・利用者に分かりやすく、容易にオンラインでの回答ができるような画面表示・画面遷移となっているか。 | 10 | |
| | 二段階目対象者の抽出等 | ・一段階目の回答から二段階目対象者を抽出し、一段階目の結果通知、二段階目対象者に対する健診日程の割り当て、健診日程の案内までスムーズに行われるか。 | 15 | |
| | 各種リスト出力等 | ・各種リスト・帳票の出力や運用をスムーズに行うことができるか。 ・市全体・区ごとの管理者用アカウントの設定ができるか。 | 10 | |
| 4 支援体制 | 導入支援 | ・現地訪問サポート等、効果的な研修実施方法が具体的に示されているか。 ・ICT知識の乏しい者にも利用しやすいマニュアル等が用意されているか。 | 5 | 15 |
| | 運用支援 保守管理 | ・システム定着に向けて合理的な運用支援施策や緊急時の対応等、本市の負荷軽減策が提案されているか。 ・障害発生を未然に防止するための対策、障害発生等の対応フローが示されているか。 | 10 | |
| 5 その他 | 仕様書以外の提案事項 | ・本業務の効果を高めるための具体的な提案がなされているか。 | 5 | 5 |
| 合計 | | | 100 | |

(2) 業務見積書

なお、この見積書は参考のために提出を求めるものであり、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(3) その他参考資料（任意）

企画提案書の補足として、画面イメージ、帳票例、マニュアル等の参考資料を任意で添付してよいものとする。ただし、参考資料は審査の補助資料として取り扱い、提出の有無により評価点が変動することはない。また、参考資料の分量は、提案内容を補足するために必要な範囲にとどめるものとする。

(4) 提出部数等

ア 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

イ 書式体制

大きさは A4 判縦とし、表紙、裏表紙含めて 20 ページ以内とする（資料やイメージ図など、見やすくするため A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさで 3 つ折りにすること。）。なお、業務見積書や参考資料（任意）は上記ページに含めない。

ウ その他

企画提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時 15 分

イ 提出場所

前記 2(6)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 企画提案書の説明

(1) 日時

令和 8 年 3 月 19 日（木）

(2) 場所

提案者へ別途通知する。

(3) 実施方法

ア 提案者当たりの説明時間は 20 分以内とし、その後、質疑応答を 10 分以内として実施する。また、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始する。なお、提案者が多数の場合は、説明及び質問の時間を調整する場合がある。

イ 説明は提出した企画提案書及び参考資料により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーションでは、パソコンを用いた説明（スライド等）を認める。使用するパソコン等については提案者が用意すること。なお、プロジェクター、スクリーンについては、広島市で用意する。

エ プレゼンテーション会場への入室は 4 名以内とする。

オ その他詳細については、参加者に別途通知する。

8 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、5 歳児健康診査事システム導入・運用保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 最優秀提案者の特定

ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的や内容を踏まえ、得点の総計が最も高い提案内容が本市の求める最低水準(6割)に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

9 審査結果

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知することとし、電話等による問合せには応じない。また、選定結果は、応募者名や審査結果などと合わせて、本市ホームページで公表する。

10 契約の方法等

(1) 最優秀提案者として特定された者と見積合わせを実施の上、随意契約をする。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に、広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記2(6)に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、最優秀提案者特定後や契約締結日になって初めて保険の申し込みをすると、保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を前記2(6)に提出したとき。なお、契約保証金免除申請書の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件が確認できない場合があることから、必ず最優秀提案者特定後のできるだけ早い時期に、前記2(6)に申請すること。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 別紙「5歳児健康診査システム導入・運用保守業務仕様書」は、本業務の最低水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、必要に応じて契約書にその内容を記載（添付）し、その履行を確保するものとする。

(5) 最優秀提案者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として特定し、見積合わせの上、随意契約する。

(6) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、最優秀提案者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）第 7 条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) 当該事業は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。また、本市は、当該契約の変更または解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (9) 本業務委託に係る令和 8 年度歳入歳出予算（当初予算）が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続きを延期又は中止する。この場合、提案者の損害は補償しない。

12 問合せ先

前記 2(6)に同じ。